

県土第14-182号
令和4年2月15日

特定非営利活動法人共同受注窓口みえ
理事長 松村 浩 様

三重県県土整備部長

見積書のご提出について（依頼）

表題について、下記のとおり見積り合わせを実施したいので、障害者就労支援施設等のあっせんをお願いいたします。

また、障害者就労支援施設等から見積書を徴取の上、そのご提出も合わせてお願いいたします。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 内容 | 手帳の印刷、製本 |
| 2 サイズ | 横 90mm×縦 150mm 98ページ（表紙含む） |
| 3 数量 | 500部 |
| 4 納期 | 令和4年3月30日（水）15時まで |
| 5 納品場所 | 三重県庁4階 建築開発課 建築安全班 |
| 6 見積書提出期限 | 令和4年2月 24日（木）15時まで → 2/22（水）17:00まで |
| 7 見積結果通知 | 電話により通知いたします。 |
| 8 その他 | 別紙「印刷物仕様書」のとおりです。 |

○見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

○購入に伴う諸経費（運送料等）は本体価格に含めてください。

○購入に際しては、環境に優しい製品やサービス等を優先的に購入することとし、次の要件に基づき物品等を判断します。

- 1.長期間の利用が可能なもの
- 2.再生資材や再使用部品を使用しているもの
- 3.リサイクルや分別廃棄が容易なもの
- 4.廃棄時に環境負荷がより容易なもの
- 5.省資源・省エネルギー設計等環境保全に寄与することが大きなもの

○見積書の提出を辞退することができます。このことをもって以後の取り扱いにおいて不利益を受けることはありません。

- 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条または第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。
- 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等による不当介入を受けた時は、次の義務を負うものとします。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- 契約締結権者は、受注者がイまたはウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

事務担当：

県土整備部建築開発課建築安全班

米 澤

TEL 059-224-2752

FAX 059-224-3147